

国家資格取得のために勉強中の  
ひとり親家庭のお父さん・お母さんを応援します！



## 足立区ひとり親家庭 高等職業訓練促進給付金等事業のご案内

20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭等のお父さんまたはお母さん（注）が、国家資格を取得するために学校で勉強するときに、生活を支援するための費用（高等職業訓練促進給付金等）を支給します。

（注）児童扶養手当を受給している方で、ひとり親でない方も対象となる場合があります。詳しくはご相談ください。

### 受給要件

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ・足立区内に住所を有するひとり親家庭の父または母で、児童扶養手当の支給を受けているかまたは同等の所得水準にある方
- ・修業年限1年以上の養成機関において、対象の資格の取得が見込まれる方
- ・就業（仕事）または育児と修業との両立が困難であると認められる方
- ・過去に高等職業訓練促進給付金等の支給を受けていない方

### 対象となる国家資格

- ・看護師（准看護師を含む） ・保育士 ・保健師 ・助産師 ・理容師 ・美容師
- ・理学療法士 ・作業療法士 ・介護福祉士 ・調理師 など。

詳しくはお問い合わせください。

### 支給額

#### 高等職業訓練促進給付金

支給期間は、修業開始後、申請のあった月から修了までの期間（法定で定められた資格取得に必要な修業期間のうち **最長4年**）です。

住民税非課税世帯…月額 **10万円**      住民税課税世帯…月額 **7万500円**

※最終年（修業期間中における最後の12ヶ月）に4万円を加算して支給（要件あり）

#### 修了支援給付金

修了日を経過した日以後に支給します。

住民税非課税世帯… **5万円**      住民税課税世帯… **2万5000円**

#### 修了支援付加給付金

取得した国家資格を生かして足立区内の事業者就職した場合に支給します。

住民税非課税世帯… **5万円**      住民税課税世帯… **2万5000円**



## 申請の流れ

### 事前相談（予約制）

- ・面談は2～3回程度行います。
- ・手続きの流れや必要書類、関連する制度についてご説明します。
- ・取得を目指す国家資格、修業先の養成機関等について伺います。
- ・修業期間中の生計収支や子育てのサポート状況等を確認しながらキャリアプランを考えます。

### 高等職業訓練促進給付金の申請

修業開始後、申請手続きが必要となります。

※支給期間は申請日の属する月から修業期間修了日の属する月までです。

修業期間修了後の申請はできませんのでご注意ください。

支給可否の審査（支給可となった方⇒給付金の支給）

修了後、修了支援給付金の支給申請

支給可否の審査（支給可となった方⇒給付金の支給）

就職後、修了支援付加給付金の支給申請  
（足立区内の事業者に資格を活かして就職した場合）

支給可否の審査（支給可となった方⇒給付金の支給）

※休学・留年した場合は、高等職業訓練促進給付金は支給されませんのでご注意ください。

※事前相談・申請手続きは予約制になりますので、下記までご連絡をお願いします。

※生活保護を受給中の方は、担当のケースワーカーにご相談ください。



お問い合わせ先： 足立区福祉部親子支援課  
ひとり親家庭支援担当  
電話： 03-3880-5932  
E-mail： hi-shien@city.adachi.tokyo.jp